

平成 24 年 9 月 4 日

連 絡 先	
監査委員事務局	
担当者	
財政的援助団体等監査	市川
	電話 224-2923
行政監査	池田
	電話 224-2924

## 資 料 提 供 に つ い て

### 1 発表事項

平成 23 年度財政的援助団体等の監査結果及び行政監査「県単独補助金について」の結果に基づき取り組んだ状況（講じた措置）について

### 2 発表内容

平成 23 年度財政的援助団体等監査結果及び行政監査「県単独補助金について」の結果に基づいて、知事、教育委員会及び公安委員会が取り組んだ状況（講じた措置）を公表します。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項、第 7 項の規定に基づき、平成 23 年度に実施した監査 について、知事、教育委員会及び公安委員会から、その結果に基づいて平成 24 年 6 月末日までに取り組んだ状況（講じた措置）が監査委員に通知されたので、同条第 12 項の規定により、平成 24 年 9 月 4 日付け三重県公報により公表するものです。

財政的援助団体等の監査では、監査対象 334 団体のうち出資(出捐)団体 11 団体、公の施設管理団体 6 団体及び補助金等交付団体 16 団体の計 33 団体を選定のうえ、平成 22 年度における財政的援助に係る出納その他事務の執行状況を基本とし、県の関与度の高い出資（出捐）団体においては経営状況等も併せて監査を行いました。これらの結果は平成 24 年 3 月 2 日付け三重県公報に登載、公表しています。

また、行政監査では各部局に対して県単独制度の補助金の概要等に関する調査を実施し、把握した 273 補助金のうち 30 補助金を選定し、その補助金を所管する県の機関を対象に監査を行いました。これらの結果は平成 23 年 11 月 4 日付け三重県公報に登載、公表しています。

### 3 取組の状況（講じた措置）

#### （ 1 ） 財政的援助団体等の監査にかかるもの

財政的援助に係る出納その他事務執行など、監査委員が指摘した 134 件（31 団体）について、「概ね対応済み」が 117 件（構成比 87.3%）、「改善に着手」が 14 件（同 10.5%）、「検討に着手」が 3 件（同 2.2%）となっており、監査に対する改善率（「概ね対応済み」と「改善に着手」の全体に対する割合）は 97.8%となっています。

なお、「検討予定」又は「取り組んでいない」とする報告はありませんでした。

項目	概ね対応済み	改善に着手	検討に着手	検討予定	取り組んでいない	計
出資（出捐）団体	40	12	3	-	-	55
公の施設管理団体	20	2	-	-	-	22
補助金等交付団体	57	-	-	-	-	57
合計	117	14	3	-	-	134

(2) 行政監査にかかるもの

監査委員が「速やかに是正、改善を求める事項」として指摘した66件のうち、「概ね対応済み」が58件（構成比87.9%）、「改善に着手」が7件（同10.6%）、「検討に着手」が1件（同1.5%）監査に対する改善率（「概ね対応済み」と「改善に着手」の全体に対する割合）は98.5%となっています。

なお、「検討予定」又は「取り組んでいない」とする報告はありませんでした。

速やかに是正、改善を求める事項

項目	概ね対応済み	改善に着手	検討に着手	検討予定	取り組んでいない	計
合計	58	7	1	-	-	66

また、監査委員が「改善または改善についての検討を求める事項」として指摘した28件のうち、「概ね対応済み」が24件（構成比85.7%）、「改善に着手」が4件（同14.3%）監査に対する改善率（「概ね対応済み」と「改善に着手」の全体に対する割合）は100.0%となっています。

なお、「検討に着手」、「検討予定」又は「取り組んでいない」とする報告はありませんでした。

改善または改善についての検討を求める事項

項目	概ね対応済み	改善に着手	検討に着手	検討予定	取り組んでいない	計
合計	24	4	-	-	-	28

(注) 「概ね対応済み」.....概ね改善を終えたもの、改善が確実に見込まれるもの。

「改善に着手」.....改善に取り組み、引き続き改善しているもの。

「検討に着手」.....改善に向けて検討がなされているもの。

「検討予定」.....これから改善に向けて検討しようとしているもの。

「取り組んでいない」...対応する取組がなされていないもの。

件数については、所管部局に対する団体への改善指導等の意見が含まれています。

監査後に廃止または終了となった補助金については、今後、新たに補助制度を創設する場合や既存の補助制度について、どのように対応するか（しているか）を考

慮して評価を行っています。

行政監査のうち、「改善または改善についての検討を求める事項」については、速やかに是正を要する事項ではないが、より効果的・効率的な補助制度となるよう改善、検討を求めるものであり、改善、検討に要する期間を考慮する必要があることから、上記の基準に下記の基準を加えて評価を行っています。

「概ね対応済み」……………一定の方向性を見出し、改善に取り組んでいるもの。

「改善に着手」……………検討を開始し、一定の方向性を見出しているもの。

改善に取り組んでいるものの、さらに改善に向けての検討が必要なもの。

主な取組状況については、次頁以下のとおりです。

1 財政的援助団体等監査にかかるもの  
 (参考) 取組状況(講じた措置)の例

概ね対応済み

監査意見の概要	講じた措置(対応状況)の概要
<p>一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター(地域連携部)</p> <p>法人では平成17年度に津ヨットハーバー危機管理マニュアルを策定しているが、非常時連絡系統表等が最新のものとなっていないなど、毎年度当初に行うべき見直しが行われていないため、早急に見直しを行うとともに、このマニュアルに基づく連絡体制確認等の訓練を実施されたい。</p> <p>また、同マニュアルは大規模地震・津波を想定したものとなっていないため、内容を検討のうえ、大規模災害の対応等を含めたマニュアルとなるよう見直しを図られたい。</p>	<p>平成17年度に策定した津ヨットハーバー危機管理マニュアルの非常時連絡系統表を、平成24年4月1日現在の職員構成に整合するように修正しました。</p> <p>また、津ヨットハーバー危機管理マニュアルについては、平成24年6月に、大規模地震、津波を想定した内容に見直しました。</p> <p>今後は、マニュアルに基づいた訓練を、年2回程度実施する予定です。</p>
<p>有限会社熊野市観光公社(教育委員会)</p> <p>会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>基本協定書に定める業務報告書について、期限内に提出されていないものがあった。</p>	<p>基本協定書に定める県への提出書類については、期限に遅れることのないよう、担当者に注意喚起し、朝礼等で再度提出物の確認を行っています。また、提出書類名、期限、発送日等を記載した「報告記録調書」を作成し、担当者と所長が確認する二重チェック体制を整備し、提出状況は職員全員に周知しています。</p> <p>なお、平成23年度第4四半期分の業務報告書については、提出期限である翌四半期の初日から15日までに適正に県に提出しています。(平成24年4月11日に提出。)</p>
<p>農林水産部森林・林業経営課                      (所管部局に対する意見)</p> <p>「三重の木」利用推進協議会に対する補助金について、三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。</p>	<p>平成24年2月15日付けで「森林・林業経営室関係補助金等交付要領」について補助事業等状況報告書の提出及び添付書類について規定の改訂を行い、関係事業者に通知しました。</p> <p>今後とも各種事務手続を適時適切に行うよう職員への当該要領の周知徹底とチェック体制の強化を図るとともに、各種事務手続を適時適切に行うよう団体を指導していきます。</p>

**改善に着手**

監査意見の概要	講じた措置(対応状況)の概要
<p>公益財団法人三重県国際交流財団(環境生活部)</p> <p>法人では多数の個人情報を持しているため、情報の流出など不測の事態に備え、初動体制の整備や行動計画等の策定について検討されたい。</p>	<p>個人情報については、「公益財団法人三重県国際交流財団個人情報保護実施要領」に基づき、適切に取り扱っているところですが、ご指摘の情報の流出など不測の事態に備えた、体制の整備等の重要性は深く認識しているところです。</p> <p>ご指摘の趣旨を踏まえ、24年度中の整備を目途に、総合的な「不測事態にかかる対応マニュアル(仮称)」策定のため、ワーキングを設置し情報収集しています。</p>
<p>財団法人三重県下水道公社(県土整備部)</p> <p>法人の業務は、その大半を公の施設管理業務が占めているとはいえ、管理業務以外にも下水道に関する知識の普及及び啓発等を行っている。</p> <p>しかしながら、平成14～23年度の中長期計画においては、管理業務及び受託事業に関する業務のみが記載されているので、次期計画においては、下水道知識の普及業務等を含めた法人全般の事業計画となるよう策定に取り組まれたい。</p>	<p>平成24年度以降の中長期計画について、公社内部に経営計画策定部会を設置し現在検討を行っているところであり、9月末を目途に策定します。</p>

**検討に着手**

監査意見の概要	講じた措置(対応状況)の概要
<p>公益財団法人三重こどもわかもの育成財団(健康福祉部)</p> <p>青少年育成事業会計については、每期運用財産を取り崩して運営しており、数年後には枯渇することが予想されることから、事業のあり方等その運営方針を明確にし、中長期的な計画を策定されたい。</p>	<p>青少年育成事業は、運用財産を原資として事業を行ってきましたが、事業のあり方や中長期的な計画について検討していくため、平成23年度第2回評議員会・理事会で検討会を設置することを決定し、現在、その人選や中長期計画に必要な資料の収集・分析等の準備を進めているところです。</p>

2 行政監査にかかるもの  
 (参考) 取組状況(講じた措置)の例

速やかに是正、改善を求める事項

概ね対応済み

監査意見の概要	講じた措置(処理状況)の概要
<p>家庭支援推進保育事業費補助金(健康福祉部)                      補助金交付等の事務手続きについて                      事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p> <p>(2) 人件費については、4月1日から当該補助金の対象経費としているが、要綱・要領上に事前着手等の定めが明示されていなかった。</p>	<p>(1) 新たに設けた状況報告の規定に基づき実施します。</p> <p>(2) 交付要領別表の対象経費に「4月1日から翌年3月31日まで実施する家庭支援推進保育事業に必要な経費」と規定しました。                      (平成24年5月30日施行)</p>
<p>多品目適量産地育成事業費補助金(農林水産部)                      交付要領等における規定状況について                      規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。</p> <p>(1) 申請取下げ期限が規定されていない。</p> <p>(2) 交付要領等において、補助対象経費が明確にされていない。</p>	<p>(1) 農畜産課関係補助金等交付要領を平成24年4月1日付けで改正し、県規則第7条に規定する申請の取下げをすることができる期限を交付決定の日から2週間以内と決めました。</p> <p>(2) 交付要領等において、補助対象経費がわかりにくい状況になっていました。事業実施要領等で補助対象となる経費が明確になるよう記載することとしました。</p>

改善に着手

監査意見の概要	講じた措置(処理状況)の概要
<p>運輸事業振興助成交付金(雇用経済部)                      補助金交付等の事務手続きについて                      自治事務次官通知では交付の時期を、原則9月と3月にそれぞれ交付金の1/2を交付するものと定めているが、本県では2件の補助事業者に対し、いずれも1回目に1/2以上を支払っているものの、その内容、理由について精査していない。支出している交付金は多額であり、県の財産の適正な管理という観点から、概算払の時期や額について、精査・検討されたい。</p>	<p>自治事務次官通知では交付の時期を、「原則9月と3月にそれぞれ交付金の1/2を交付するもの」と定めておりました。</p> <p>指摘事項について検討を行っている最中に、「運輸事業の振興の助成に関する法律」(平成23年法律第101号)が施行され、当該交付金の交付は各都道府県の規則等で定めることとなり、「原則9月と3月にそれぞれ交付金の1/2を交付する」の規定は撤廃されました。</p> <p>これらの状況を鑑み、平成24年度以降は三重県補助金等交付規則の規定の範囲内で概算払の時期や額について精査・検討してまいります。</p>

### 検討に着手

監査意見の概要	講じた措置(処理状況)の概要
<p>緊急地震対策促進事業補助金（防災対策部） 補助金交付等の事務手続きについて 写真で確認可能である、市町の検査機関による検査を経て、等の理由により書面のみで履行確認が可能であるとしているところであるが、施設整備事業も補助対象であることから、可能な限り実地での検査を実施されたい。</p>	<p>実地での履行確認について、原則、書面による履行確認を継続しますが、より補助金交付事務の適正化を図るため、抽出等による実地検査の実施について、平成 24 年度中を目標に検討を行います。また、24 年 6 月に開催した補助金事務担当者会議において、抽出の対象や方法等について、検討を行いました。</p>

### 改善または改善についての検討を求める事項

#### 概ね対応済み

監査意見の概要	講じた措置(処理状況)の概要
<p>福祉活動指導員設置費補助金（健康福祉部） 補助制度について 当該補助制度は、三重県社会福祉協議会を対象として7名の福祉活動指導員設置に係る人件費のうち85%の補助を行っているが、同協議会の更なる自主財源の確保を促し、引き続き当該補助制度のあり方について、検討を行うことが望ましい。</p>	<p>三重県社会福祉協議会への人件費補助のあり方を検討した結果、平成 24 年度補助分から、以下のとおり、補助制度の見直しを図りました。 県社協職員の平均給与をもとに人件費単価の上限額を設定しました。 従来の補助率 85%を撤廃し、補助の上限額を 40,000 千円としました。 一部の手当を補助対象外としました。 今後も、引き続き三重県社会福祉協議会の独自事業等による更なる自主財源の確保を促すとともに、必要に応じて補助制度のあり方を見直していきます。</p>

### 改善に着手

監査意見の概要	講じた措置(処理状況)の概要
<p>三重県留学生等支援事業補助金（環境生活部） 補助金の効果・成果の把握について これまでの成果を検証するとともに、多文化共生社会づくり、国際交流活動の推進に向け、奨学金受給者の人材活用のしくみづくり等を一層進めることが望ましい。</p>	<p>奨学金受給者の人材活用に関しましては、当該が参加するイベント等への協力及び、海外での三重県の PR をお願いしています。特に外国人留学生に関しては、県内での多文化共生啓発イベント等において、出身国の文化を伝えていただくと共に多くの日本の方にも多文化共生への理解を促す取組に協力いただいています。 海外に留学中の留学生に関しては、県内での活動協力には無理があることから、インターネット環境を活かしての活動協力等、しくみづくりを検討しているところです。</p>